

えびの市国際交流センター指定管理候補者選定委員会の審査結果について

えびの市市民協働課

令和6年10月3日開催の指定管理候補者選定委員会で、選定基準に基づいて審査を行い、以下のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

名称	えびの市国際交流センター
所在地	えびの市大字榎田388番地1
施設の設置目的	地域住民に国際交流活動、市民交流、各種研修等の機会と場を提供し、もって地域社会の発展に寄与するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置された施設である。

2 指定管理者公募の概要

募集期間	令和6年8月16日から令和6年9月20日まで
指定管理者が行う業務等	(1) センターの管理運営に関する業務 (2) センターの使用許可及び利用料金の収受に関すること。 (3) センターの維持管理に関すること。 (4) 国際交流及び市民交流の推進に関すること。 (5) 自主事業の企画及び実施に関すること。 (6) 広報に関すること。 (7) 経理に関する業務 (8) 研修等に関すること。 (9) 緊急時の対応に関すること。 (10) アンケート調査に関すること。 (11) 要望及び苦情処理等に関すること。 (12) 市との協議や意見交換の実施
指定管理者の選定基準	(1) 地域住民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (5) その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 審査方法及び選定委員会等

審査方法	<ul style="list-style-type: none">・事前に提出された申請書等について、市が募集要項等に示した資格要件の適否を審査する。・えびの市国際交流センター指定管理候補者選定委員会を設置し、選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査する。・選定委員会各委員の持ち点100を満点とし、選定委員全員の評価点満点（500点）の6割（300点）を最低基準点とする。
------	--

指定管理候補者選 定委員会	委員長 えびの市副市長 委員 えびの市総務課長 委員 外部の有識者（税理士） 委員 市長が適当と認める者 委員 市長が適当と認める者
審査項目及び配点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。（20点） ・施設の効用を最大限に発揮するものであること。（20点） ・施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（20点） ・施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（30点） ・その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項（10点） 合計100点

4 審査結果等

応募事業者 (合計1者)	特定非営利活動法人 えびの市国際交流協会	
審査結果	書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、総合的な評価を行った。 総合評価の採点結果は、次のとおり <u>候補者：特定非営利活動法人 えびの市国際交流協会（346点）</u>	
選定結果	指定管理者の候補者	特定非営利活動法人 えびの市国際交流協会
	選定理由	委員全員の総合計得点が最低基準点（300点）を満たしており、当該候補者は、市が示した募集要項や仕様書を理解し、これまでの管理実績を活かし安定した施設の管理運営体制とともに、設置目的に沿った地域との連携を図るなど、施設の効用を最大限に発揮できる点が評価されたため、選定に至ったものである。 なお、施設の利用を一層促進するため、これまでの事業実績や、参加者アンケート等による分析を行い、よりステップアップした事業の見直しを期待する意見が付された。

(採点)

応募事業者	基本選定基準 審査基準項目	配点	採点					得点
			委員 ①	委員 ②	委員 ③	委員 ④	委員 ⑤	
特定非営利活動法人 えびの市国際交流協会	住民の平等な利用の確保、サービスの向上が図られること	20	15	13	13	14	14	69
	施設の効用を最大限に発揮するもの	20	14	15	14	16	15	74
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるもの	20	13	12	14	14	14	67
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込	30	20	20	21	20	20	101

	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	10	7	7	6	8	7	35
	合 計	100	69	67	68	72	70	346